

『子育てに困っている親への寄り添い方』

まちの子はみんなわが子



オレンジリボンたすきリレーin下関オリジナルキャラクター
オレンジリボンマン



なかべこども家庭支援センター「紙風船」
センター長 畑村泰至



○内容

- ①189サポーターって？
- ②虐待がなぜいけないのか
- ③困っているサイン(こども、親)
- ④声掛け
- ⑤話を聞く際のポイント・注意点
- ⑥児童家庭支援センターについて
- ⑦おわりに

①189サポーターって？

189(いちはやく)サポーター認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民の児童虐待に対する意識の啓発を図り、児童虐待の未然防止、早期発見につなげるため、**地域において**、子どもや子育て家庭の見守り・支援等を行うサポーターの養成・認定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「189(いちはやく)サポーター」(以下「189サポーター」という。)とは、県内に居住する者又は県内の事業所・学校等に通勤・通学する者であって、児童虐待の防止等について、所定の研修を受講し、知事から認定を受けた者をいう。

2 189サポーターは、次に掲げる児童虐待防止に関する取組を積極的に行うよう努めるものとする。

- (1) オレンジリボンを身につけるなど、児童虐待防止に係る啓発活動に参加すること
- (2) 児童虐待防止に関する講演会、研修会等に参加し、児童虐待についての理解を深めること
- (3) 周囲の子どもや子育て家庭の状況に気を配り、必要に応じて声かけ、助言、児童相談所等への通報等を行うこと
- (4) 行政や関係機関・団体の児童虐待防止に関する活動に対し、協力・支援を行うこと
- (5) その他、児童虐待防止に関して必要と認められること

【189サポーターの活動】

01
虐待未然防止の
ための支えあい

日頃からの声掛け、
ちょっとしたアドバイ
スなど

02
早期発見のための
つながりづくり

困難を抱える家庭
に気付いたら必要
な対応に繋げる。

03
子どもを見守る
地域づくり

児相など専門的機
関に繋げる。

山口県HPをのぞいたら

189サポーターのページに、「やまぐち虐待防止全力宣言企業」なるものが・・・。

<見守り活動の事例>

- ・夜間に子どもだけで来店し、話を聞くと虐待の可能性があったため、189（児童相談所虐待対応ダイヤル）へ連絡した（小売業）
- ・商品の配達時にお子さんの姿を見かけると笑顔で挨拶するとともに、不審な様子がないかを確認している（運輸業）
- ・毎朝、本社の前の道路を清掃する際に、登校中の児童に笑顔で挨拶を行っている（製造業）
- ・ホームページで児童虐待防止へ取り組んでいることをPRするとともに、こども食堂へ支援を実施している（サービス業）

| 登録No | 企業・団体名 | 登録年月日 |
|------|--|------------|
| 1 | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 令和2年11月6日 |
| 2 | イオンリテール株式会社 中四国カンパニー | 令和2年11月6日 |
| 3 | 株式会社ローソン | 令和2年11月6日 |
| 4 | 株式会社フジ フジグラン山口 | 令和2年11月6日 |
| 5 | 株式会社丸久 | 令和2年11月6日 |
| 6 | 株式会社イズミ | 令和2年11月6日 |
| 7 | 株式会社フジ ※R6.3.1合併 (旧:マックスバリュ西日本株式会社マックスバリュ山口営業部) | 令和2年11月6日 |
| 8 | 株式会社フジ ※R6.3.1合併 (旧:マックスバリュ西日本株式会社ザ・ビッグ山口営業部) | 令和2年11月6日 |
| 9 | 株式会社レノファ山口 | 令和2年11月6日 |
| 10 | 佐川急便株式会社 | 令和2年11月6日 |
| 11 | 明治安田生命保険相互会社 | 令和2年11月6日 |
| 12 | 日本郵便株式会社山口県内郵便局 | 令和2年11月6日 |
| 13 | ミズノ株式会社 | 令和2年11月6日 |
| 14 | あさひ製菓株式会社 | 令和2年11月6日 |
| 15 | 学校法人YIC学院 | 令和2年11月6日 |
| 16 | 生活協同組合コープやまぐち | 令和3年11月2日 |
| 17 | 株式会社ヤクルト山陽 | 令和3年11月2日 |
| 18 | 山口県東部ヤクルト販売株式会社 | 令和3年11月2日 |
| 19 | 株式会社西京銀行 | 令和3年11月2日 |
| 20 | 株式会社山口銀行 | 令和3年11月2日 |
| 21 | 中国労働金庫山口県営業本部 | 令和3年11月2日 |
| 22 | こくみん共済coop山口推進本部 | 令和3年11月2日 |
| 23 | 株式会社豆子郎 | 令和3年11月2日 |
| 24 | 株式会社コア | 令和3年11月2日 |
| 25 | 株式会社山口県農協印刷 | 令和3年11月2日 |
| 26 | なかぞの鍼灸接骨院 | 令和3年11月2日 |
| 27 | 山口県中小企業団体中央会 | 令和3年11月2日 |
| 28 | 山口県商店街振興組合連合会 | 令和3年11月2日 |
| 29 | 赤帽山口県軽自動車運送協同組合 | 令和3年11月2日 |
| 30 | 山口県地域活動連絡協議会 | 令和3年11月2日 |
| 31 | 山口県母子保健推進協議会 | 令和3年11月2日 |
| 32 | 特定非営利活動法人山口せわやきネットワーク | 令和3年11月2日 |
| 33 | 特定非営利活動法人あっと | 令和3年11月2日 |
| 34 | 特定非営利活動法人フードバンク山口 | 令和3年11月2日 |
| 35 | 社会福祉法人聖光会 | 令和3年11月19日 |
| 36 | 一般社団法人まむ | 令和4年7月13日 |
| 37 | 独立市民活動人の心を大切にする会 | 令和4年8月19日 |

②虐待がなぜいけないのか

令和4年度児童虐待相談対応件数(速報値)の詳細

1 県全体の虐待相談対応件数(虐待認定件数)の状況

児童相談所と市町を合計した県全体の虐待相談対応件数は過去最多を更新した。

| | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 増減<R4年度-R3年度>(増減率) |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
| 児童相談所対応件数 | 742 | 709 | 729 | 662 | 688 | +26(+3.9%) |
| 市町対応件数 | 392 | 488 | 431 | 606 | 613 | +7(+1.2%) |
| 県全体 | 1,134 | 1,197 | 1,160 | 1,268 | 1,301 | +33(+2.6%) |

2 児童相談所の虐待相談対応件数(虐待認定件数)の内訳

①虐待相談の経路別(主なもの) 警察からの割合が最も高く、約4割を占めている。

| | R3年度(構成割合) | R4年度(構成割合) | 増減<R4年度-R3年度>(増減率) |
|-------|-------------|-------------|--------------------|
| 家族 | 57(8.6%) | 52(7.6%) | -5(-8.8%) |
| 近隣・知人 | 24(3.6%) | 18(2.6%) | -6(-25.0%) |
| 警察等 | 234(35.4%) | 292(42.4%) | +58(+24.8%) |
| 学校等 | 178(26.9%) | 180(26.2%) | +2(+1.1%) |
| その他 | 169(25.5%) | 146(21.2%) | -23(-13.6%) |
| 合計 | 662(100.0%) | 688(100.0%) | +26(+3.9%) |

③虐待の種類別 前年度に引き続き、心理的虐待の割合が約5割を占めた。

| | R3年度(構成割合) | R4年度(構成割合) | 増減<R4年度-R3年度>(増減率) |
|-------|-------------|-------------|--------------------|
| 身体的虐待 | 196(29.6%) | 216(31.4%) | +20(+10.2%) |
| ネグレクト | 98(14.8%) | 112(16.3%) | +14(+14.3%) |
| 性的虐待 | 8(1.2%) | 12(1.7%) | +4(+50.0%) |
| 心理的虐待 | 360(54.4%) | 348(50.6%) | -12(-3.3%) |
| 合計 | 662(100.0%) | 688(100.0%) | +26(+3.9%) |

令和4年度の山口県の状況

○市町の相談対応件数が年々増加傾向にある。(市町の対応は大丈夫か?)

○相談経路では、警察からの通告が一番多く、前年度からも大きく増えている。

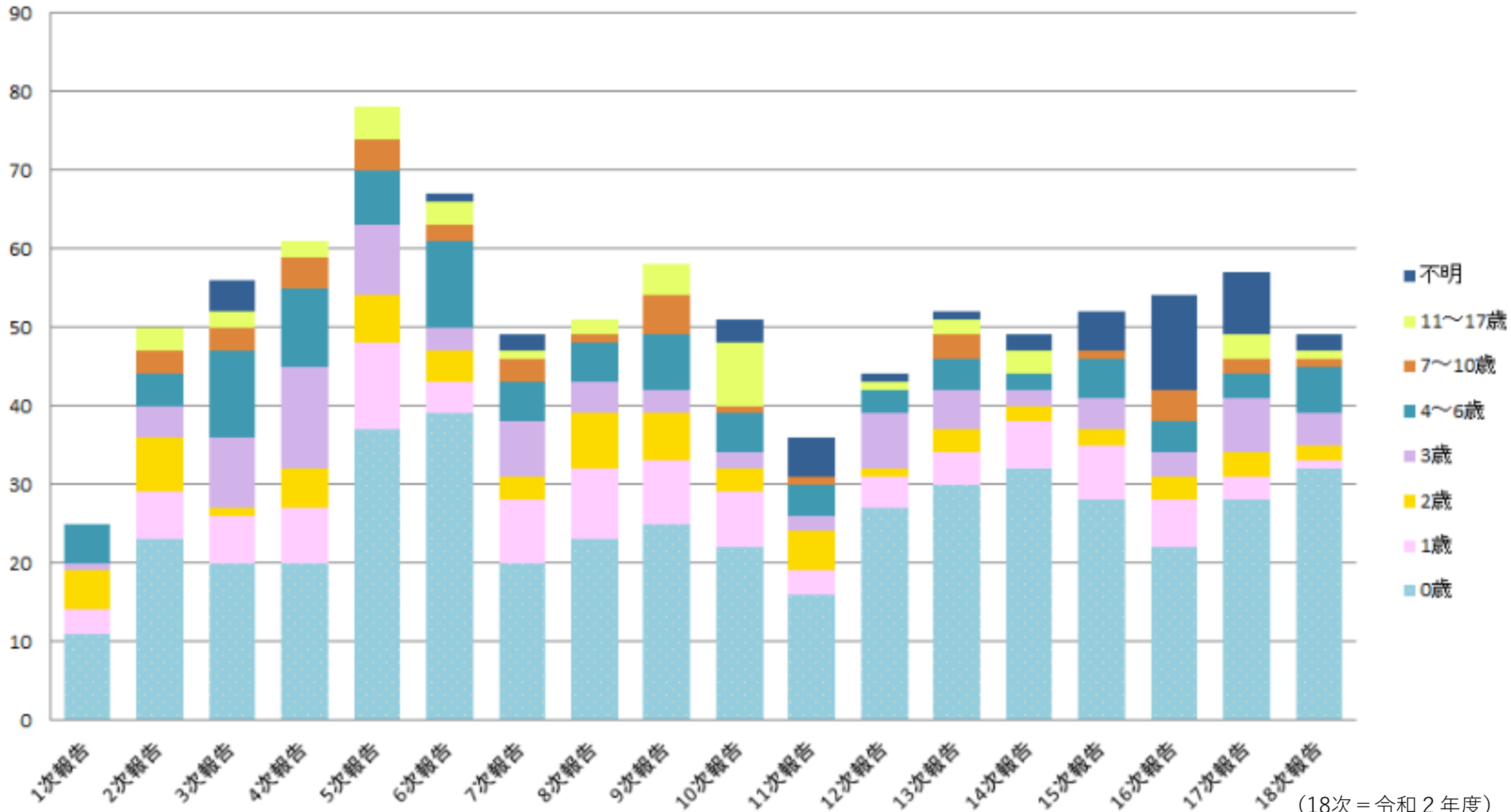
○コロナ禍の閉塞的環境も影響を与えているかもしれない。



死亡した子どもの人数と年齢

<心中以外>

<人>



(18次 = 令和2年度)

(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第18次報告より)

○虐待の種類

・身体的虐待 ・心理的虐待 ・性的虐待 ・ネグレクト



○虐待の定義（小林美智子：子どもの虹情報研修センター センター長）

「虐待の定義は、あくまでも子ども側の定義であり、親の意図とは無関係。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待という訳ではない。親はいくら可愛いと書いていても、いくら一生懸命でも、子ども側にとって有害な行為であれば虐待である」

○最近の傾向

DVなど親のケンカを子どもの面前で行なうことによる心理的虐待が増加傾向にある。また、兄弟格差や「生まなければ良かった」「死ねばいいのに」など言葉による暴力も問題になっている。

○私の出会った虐待親

「子どもが○○するから。」「何度言っても聞かせても失敗するから。」「言うことを聞かない時は体罰するしかない（自分もそうやって育てられた）。」と、子ども側に責任があると主張する。

発達に課題を抱える児童に対して、まともに反応してしまい暴力によって支配しようとする。（発達課題に対する理解がない）

暴力の度合いも、手や足などを叩く(軽く叩く) → 頭(顔)を叩く → 力を込めて叩く → 複数回叩く、など暴力がエスカレートし歯止めが掛からなくなるケースも。


○虐待が頻繁に起こると

体罰等の虐待を警察に指導されているにも関わらず繰り返し、逮捕拘留に至るケースもある。その場合、仕事先や近所にも知られることになり、肩身の狭い暮らしを送ることとなる。 ⇒ 警察も児童虐待防止に本格的に乗り出していると感じている。



○マルトリートメントによる脳への影響

厳しい体罰で、
前頭前野が萎縮



暴言で、聴覚野が変形

親のDVを見聞きすると視覚野が縮小

※友田明美氏：被虐待者の脳科学研究，児童青年精神医学とその近接領域

○脳の萎縮による影響

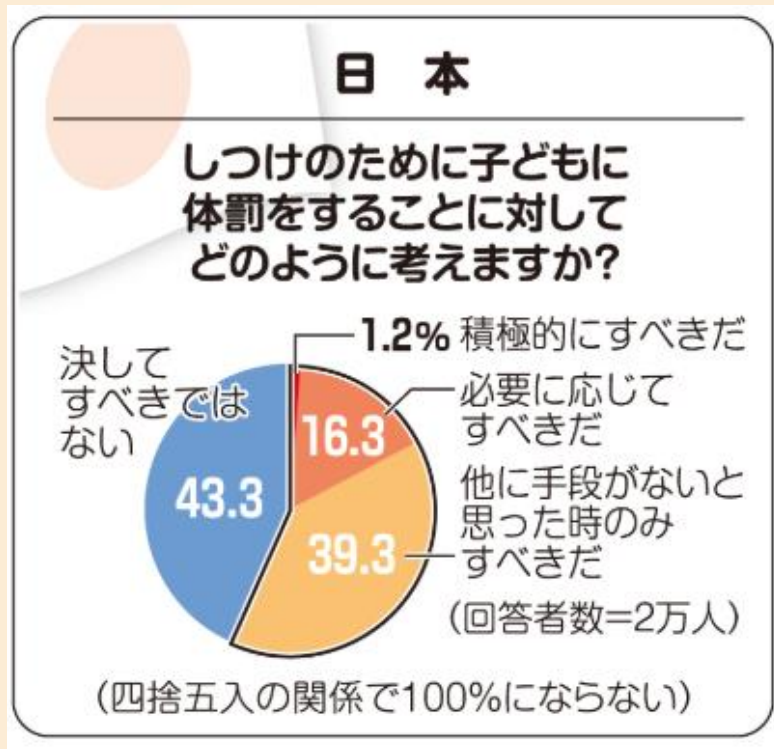
20代後半までゆっくり成熟する前頭前野の一部が壊されると、うつ病に類似した症状が出やすくなる。また、犯罪抑制力にかかわる部位でもあるため、素行障害という問題行動を起こす確率も高くなる。体罰を繰り返し受けている子どもたちは、非行に走りやすくなると言われている。

暴言を浴びせられた子どもは言葉の理解力などが低下し、心因性難聴にもなりやすい。子ども時代に暴言を受けたため、正常な脳の発達が損なわれ、人の話を聞きとったり、会話したりすることに、余計な負荷がかかるようになった可能性がある。また、例えば、身近な大人の暴言や暴力を繰り返し見聞きするときも、脳の「視覚野」という部位が萎縮するというデータがある。そして、目から入る情報を最初にキャッチする力・記憶する力が弱くなり、知能・学習能力が低下する可能性が指摘されている。

※友田明美氏：マ尔特リートメント（マ尔特リ）が脳に与える影響と回復へのアプローチより

○児童虐待防止の法整備

- ・平成12年、子どもに対する虐待行為を禁止する「児童虐待の防止等に関する法律」が制定。
- ・令和2年4月、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」において、**子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化。**
⇒ ただし、明確な罰則規定はない。



? 何が体罰？ 子どもを傷つける行為とは？

★ 体罰

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬をたたいた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった



★ 心を傷つける

- ・冗談のつもりで「おまえなんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
- ・やる気を出させると言う口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした



厚生労働省の
ガイドラインから

※東京新聞：東京すくすくより

③困っているサイン(子・親)

○地域における支援

『こんな子どもを見かけたら？』

- ・頭を触ろうとしただけで過度の反応をする。
- ・不自然な痣や傷(火傷)がある。
- ・遊びに来てもなかなか帰ろうとしない。
- ・夜中に子どもが家の外に出されている。
- ・子どもの前でも夫婦喧嘩が激しい。
- ・頻繁に子どもの鳴き声と親の怒鳴り声がある。
- ・清潔観念がない。服装はいつも同じで髪も洗髪している風でない。
- ・歯科や病院受診をしていない。



○種別ごとの被虐待児の特徴（奥山真紀子：埼玉県立小児医療センター）

- ・**身体的虐待** — 生活を楽しむ能力の低下、激しいかんしゃく、多動。
- ・**性的虐待** — 不安、抑うつ、怒りや憎悪、不適切な性行為。
- ・**ネグレクト** — 感情分離(過度の愛情欲求と離れることの繰り返し)。感情の極端な抑圧、他者と共感する能力の低さ、暴力。
- ・**心理的虐待** — 自己評価の低さ（愛されておらず、求められておらず、自分には価値がないという感情）、自己破壊的行動、抑うつ、他者の顔色をうかがう。

○地域における支援②

『こんな親を見かけたら？』

- ・子どもが大泣きするのに困っている。
- ・子どものジラにまともに応戦している。
- ・子どもがハチャメチャ騒いで迷惑かけているのにスマホいじりや知らん顔。
- ・真夜中に子どもを連れ回している。
- ・ところかまわず夫婦ゲンカしている。
- ・兄弟格差があきらかにある。
- ・ネグレクト状態で子どもに無関心。
- ・歯科や病院受診をさせていない。



○子どもを虐待する親の特徴

1. 自分も虐待を受けた経験がある（虐待の連鎖）
2. 「しつけには暴力が必要だ」と思い込んでいる（暴力肯定派）
3. 人付き合いが苦手（親自身にも発達障害）
4. 感情のコントロールが効かない（トラブルが多い）
5. 何でも言い合える友達がない、又は転居して環境に慣れない（孤育て家庭）
6. 生活が困窮していて貧しい（ネグレクト等の危険性）
7. 離婚経験があり連れ子がいる（ステップファミリーの問題）



④声掛け

○声掛け

- ・**微笑むだけでも助けになる**（温かい視線が大事）

（子どもが泣いている時は親は予防線を張っていることが多い。）

- ・**指摘ではなく、共感型の声掛けを**

「大変ですね。」「大丈夫ですか？」「暑い時はぐずりますよね。」など

（掛ける言葉によって逆上されたり、虐待を強化してしまうことも。）

- ・**一度断られてもめげないで**

（断られたとしても、助けてくれる存在がいることを伝えることが大事）

- ・**声を掛けることの大事さ**

（その一言で救われる親が必ずいます。孤立して暗闇の中にいる親に明るい光を）



⑤話を聴く際のポイント・注意点

○「きく」とは案外難しいもの



「聞く (hear) 」 … 自然と耳に入ってくる音を「きく」状態

「訊く (ask) 」 … 何かについて尋ねて、その答えを「きく」状態

「聴く (listen) 」 … 相手の話に意識を向けて「きく」状態 (聴⇒耳+目+心)

⇒ 『傾聴』が大事である。しかし、絶対ではない。聞く側も余裕(心、時間等)が必要。

a) **共感的理解**：相手の立場に立って、相手の気持ちに共感しながら理解しようとする。

b) **無条件の肯定的関心**：相手の話を善悪の評価、好き嫌いの評価を入れずに聴く。
相手の話を否定せず、なぜそのように考えるようになったのか、その背景に肯定的な関心を持って聴く。

c) **自己一致**：聞き手が、相手に対しても自分に対しても、真摯な態度で真意を確認する。

○聞き取り時の工夫(子ども、大人共通)

- ☆話の主導権を取らずに、相手のペースに委ねる。
- ☆クローズクエスチョン(はい、いいえ)とオープンクエスチョン(言葉で説明)を上手に使い分ける。
クローズ：「朝、ご飯食べた?」「はいorいいえ」 オープン：「朝、ご飯は何を食べた?」
- ☆相槌、質問、オウム返しを上手く使う。
- ☆「こうした方が良い」「やり方が悪い」などの指示的な言葉は出来るだけ使わない。
- ☆自分の経験談を話す際は、内容をよく考えて。(他人とは違う、分かってくれないとシャットアウトされることも。)
- ☆具体的な賞賛を盛り込む。(「大変なのに頑張っていますね。」など)

※言葉ですべてを話せる人はいないので、雰囲気を読むことも大事。また、抽象的な言葉「ちゃんと」「きちんと」「しっかり」「普通は」などはイメージにズレが生じやすいので気を付ける。

○寄り添い（見守り）

- ・「子育て」が「孤育て」になっている親。話を聞いてくれるだけでも孤立感から抜け出せる。
- ・育児不安。誰もが若葉マークの親。支え合いの心。

○私が親へ伝えること

- ・生んだだけでは親にはなれない。子どもと共に親も成長しなければ親にはなれない。「常に勉強！」の精神。
- ・間違ったと思ったらやり直し(育て直しの覚悟)。親子なら何度でもやり直せる(と信じる)。
- ・出来ないことに目を向けず、出来ていることに目を向け 1 から誉める。
- ・指示語やネガティブな言葉がけは出来るだけ使わない。（「○○しなさい！」「何でそんなことするの！」「ダメじゃない！」「バカ！ボケ！」など）
- ・オンオペにならないように、頼れるものを活用する。

○リフレーミング

リフレーミングとは、物事の枠組みを変え、違う視点から見ることを意味する心理学用語です。欠点や不安といったネガティブな物事も、考え方の前提を変えることで、長所や期待などポジティブなものとして捉えられるようになります。その結果、人間関係やビジネスが円滑になるのです。例えば、マラソンにおいて「まだ半分しか走っていない」と思うか、「もう半分も走ったのか」と思うのではモチベーションが違ってくるといことです。

・ご飯やお風呂の時間なのに、遊んでばかりで片付けようとしない

→集中力がある。ひとつのことに熱中できるのは才能。遊びを通して集中力を養っている。

・友達とはあまり遊ばず、一人遊びばかりしている

→自立している・独立心がある。まわりに流されない強い芯を持っている。

・お友達や兄弟とすぐけんかをしてしまう

→自分の感情を素直に出せる、子どものうちに人間関係や社会性を学んでいる。

・学校では良い子なのに家ではわがままばかり言う

→家庭が自分を出せる場所、リラックスできる場所になっている。オンとオフの切り替えができています。

⑥児童家庭支援センターについて

山口県児童家庭支援センター協議会PR動画



○山口県の児相と児家セン

| 児相名 | 管轄 | 管轄センター |
|---------|------------------------|---------------------|
| 岩国児童相談所 | 岩国市 柳井市 大島郡 玖珂郡 熊毛郡 | はるかこどもの相談センター |
| 周南児童相談所 | 周南市 下松市 光市 | こども家庭支援センターぽけっと |
| 中央児童相談所 | 山口市 防府市 美祢市 | 子ども家庭支援センター海北 |
| 宇部児童相談所 | 山口市 山陽小野田市 宇部市 | こども家庭支援センター清光 |
| 萩児童相談所 | 萩市 長門市 阿武郡 | — |
| 下関児童相談所 | 下関市 | なかべこども家庭支援センター「紙風船」 |

※ 市町はこども課(又はこども支援課、こども未来課、家庭支援課など)が相談窓口。

○相談支援って何だろう？

【儂さん(仮名)がツイートした投稿】「涙の数だけ強くなれたらどれほどよかったですらう」「そんな経験するたびに心が弱くなる」「一歩進んで二歩後退、頑張るほど報われないな」



【儂さん(仮名)がツイートした投稿】「『疲れた』と、言う『甘えるな』と言われる」「『助けて』と、言う『甘えるな』と言われる」「『死にたい』と、言う『甘えるな』と言われる」



【夢さん(仮名)がツイートした投稿】「でも、その人が死ぬと『なんでもっと早く相談してくれなかつたの』と、いう社会」 ツイッターに何度も投稿された絵には、夢さん(仮名)の心の叫びがあふれていました。

☆相談者は勇気を振り絞って相談に来ます。受ける側が無知では済ませられません。支援者は責任と覚悟を持って臨みましょう。

○紙風船の業務

- ・あらゆる家庭の問題、相談支援を行っている。心理職が配置されており専門的な支援が可能である。（近年では不登校相談が急激に増加傾向にある）
- ・**365日（9：00～17：00）**対応。
- ・相談支援、心理面接、発達検査、家庭訪問等全て**無料**。
- ・0～18歳(概ね)の児童とその保護者への支援。
- ・来所による支援（相談面接、学習指導、心理療法等々）や訪問による支援、またメールやLINE(利用者のみ)による相談支援も行っている。
- ・要対協にも参加し、代表者会議や個別のケース会議にも積極的に参加している。
- ・貧困対策として、フードバンク山口と連携(倉庫貸、配布会会場の提供)をしており、緊急支援物資を頂いて利用家庭に届けたりしている。
- ・下関市より、「養育支援訪問事業」、「子育て世帯訪問支援事業」、「こども家庭センター補助事業」を委託されており、市こども家庭支援課と協働で家庭支援にあたっている。
- ・児童相談所より、2号指導委託を受けている（R6.11現在5件）



○紙風船実績（令和5年度）

(2) 月別相談延件数

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 電話相談 | 46 | 64 | 90 | 110 | 68 | 92 | 84 | 49 | 77 | 66 | 67 | 73 | 886 |
| 来所相談 | 69 | 72 | 91 | 105 | 78 | 83 | 84 | 100 | 79 | 91 | 96 | 104 | 1052 |
| 訪問相談 | 18 | 10 | 15 | 25 | 12 | 18 | 14 | 32 | 14 | 16 | 16 | 12 | 202 |
| 心理療法等 | 98 | 84 | 108 | 105 | 93 | 108 | 91 | 92 | 110 | 98 | 90 | 108 | 1185 |
| メール相談 | 6 | 1 | 4 | 3 | 8 | 10 | 2 | 3 | 6 | 4 | 10 | 3 | 60 |
| 手紙相談 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| その他() | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 月別延件数 | 238 | 232 | 308 | 349 | 259 | 311 | 275 | 279 | 287 | 275 | 279 | 300 | 3392 |

< ※月別相談延件数は、実際に支援を行った回数のこと >

(3) 相談・指導内容の種別延件数

※(再)は再掲

| 養護 | 保健 | 障害 | 非行 | 育成 | | | | いじめ | DV | その他 | 合計 | |
|------|-----|----|----|------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|------|
| | | | | 性格行動 | 不登校 | 適性 | しつけ | | | | | |
| 1297 | 140 | 39 | 44 | 0 | 718 | 941 | 100 | 49 | 10 | 0 | 194 | 3392 |

< ※月別相談延べ件数②と③と④は同数 >

○養育支援訪問事業実績（令和5年度）

(2) 月別相談支援延件数

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 対応実人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 月別延件数 | 135 | 121 | 117 | 112 | 122 | 85 | 91 | 83 | 89 | 72 | 75 | 79 | 1,181 |

<※月別延件数は、実際に訪問支援を行った回数のこと>

○子ども家庭支援拠点補助事業実績（令和5年度）

(2) 月別相談延件数

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|
| 電話相談 | 25 | 44 | 15 | 9 | 15 | 26 | 21 | 25 | 18 | 36 | 42 | 53 | 329 |
| 来所相談 | 6 | 5 | 0 | 1 | 0 | 7 | 4 | 5 | 6 | 3 | 2 | 10 | 49 |
| 訪問相談 | 8 | 6 | 11 | 2 | 7 | 4 | 10 | 4 | 14 | 22 | 17 | 34 | 139 |
| 心理療法等 | 6 | 2 | 8 | 7 | 6 | 4 | 6 | 9 | 8 | 13 | 10 | 10 | 89 |
| メール相談 | 2 | 3 | 5 | 6 | 1 | 6 | 1 | 21 | 2 | 10 | 20 | 7 | 84 |
| 手紙相談 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他() | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 月別延件数 | 51 | 60 | 39 | 25 | 29 | 47 | 42 | 64 | 48 | 84 | 91 | 114 | 694 |

<※月別相談延件数は、実際に支援を行った回数のこと>

○子育て世帯家事・育児支援事業（令和5年度 8月開始）

(2)月別相談延件数

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 家事支援 | | | | | 1 | 1 | 7 | 7 | 5 | 4 | 7 | 9 | 41 |
| 育児支援 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| その他 | | | | | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | | | | | 1 | 1 | 8 | 7 | 5 | 4 | 7 | 13 | 46 |
| 時間数(単位: 時間) | | | | | 2 | 2 | 11 | 9 | 7 | 6 | 10 | 20 | 67 |

○児童相談所からの指導委託実績（令和5年度）

< 対応延べ数 >

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----|----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 74 | 93 | 108 | 20 | 22 | 11 | 21 | 20 | 35 | 39 | 42 | 44 | 529 |

⑥ 実人数 17 人 < ※委託を受けた人数 >

○関係機関への相談



知っておこう

- 虐待やヤングケアラーが疑われるケースは、児童相談所又は市こども課(こども家庭センター)へ相談。対応時に痣や傷等は写真を撮っておくと重要な証拠になる。
- 虐待通告後、児相又は市町は4～8時間以内に子どもの安否確認をすることになっている。通告者にその後の動向を知らせない場合もある。
- 親子分離のための一時保護が必要なケースは児童相談所が対応する。一時保護は概ね2～3週間程度。預かり先は乳児院、児童養護施設、里親又は一時保護所(空きがなく待機の場合が多いが…)。
- 一時保護までは児相の職権で出来るが、施設入所については、児童、保護者の同意が必要なため、入所に至らないケースも多くある。家庭復帰が難しく、施設入所に親の同意が取れない場合は、児童福祉法第28条によって家裁の審判で家庭からの分離を図る場合もある。
- 市の一時預かり事業(ショートステイ・トワイライト事業)は、経費はかかるが預かりもできる。

○虐待の予防（オレンジリボン運動）



『オレンジリボンたすきリレーin下関』

実行委員会

児童相談所 市こども家庭支援課 市教委 市社協 小児科医会
PTA連合会 保育連盟 主任児童委員会 警察署 手をつなぐ育成会
短期大学 乳児院 児童養護施設 他地域団体・ステージ出演団体

【事務局】

なかべこども家庭支援
センター「紙風船」

「オレンジリボンたすきリレーin下関2024」

開催日時：令和6年10月27日（日）10：00～14：00

内容：①たすきリレー②ステージイベント③ちびっこ広場④オレンジマルシェ

会場：下関市市民広場

参加予定者：関係者300人、来場者150人

※雨天が予想されたため本年度は中止。



⑦おわりに

○児童虐待相談のうち、2%が施設里親等措置、残りの98%は一時保護あるいは相談だけの状況。地域での支えが必要。

○カズレーザーの言葉(陸上自衛隊高等工科学校生に贈った言葉抜粋)

『みなさんが1滴汗を流すと、誰かが流す涙が1滴減ると思います。』

私たちが流す汗で、子どもたちが涙を流さずに済むなら、
子どもたちの未来から悲しみを取り除けるなら
私たちは労を惜しまず汗をかきましょう！

「まちの子はみんなわが子」(母親クラブの合言葉)

○子どもたちが安心・安全に暮らせる「わが町」をみんなで築きましょう！

ご清聴ありがとうございました。



皆さま良いお年を
お迎えください！